

## 「子育てに関するニーズ調査」ご協力のお願い

市民の皆様におかれましては、平素から市政へのご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

鹿児島市では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく、子ども・子育て支援新制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、五年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を平成27年3月に策定し、計画的な給付・事業を平成27年度から実施しています。

本調査は、次期計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、市民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。

なお、ここで回答していただいた内容は、施設や事業の具体的な利用の可否を確認・決定するものではありません。将来の利用希望を変更していただいて構いません。

ご多用とは存じますが、ご協力よろしくお願いいたします。

<子ども・子育て支援新制度とは>

### 【目的】

- 急激な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- 地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子供の成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を目指しています。

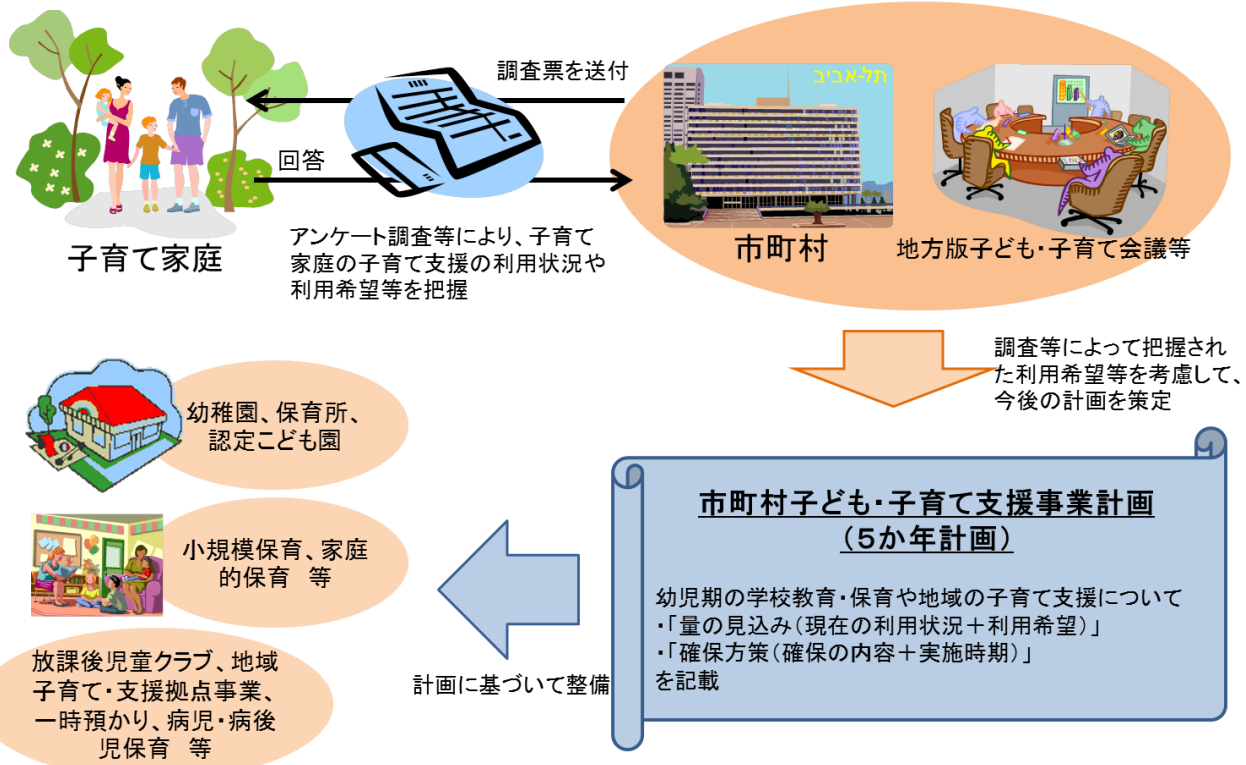
### 【主な内容】

- (1) 質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供します。そのため、幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ります。
- (2) 保育の量的拡大・確保を行い、待機児童の解消を図り、地域の保育を支援します。
- (3) 子育ての相談や一時預かりの場などの地域の子育てを充実させます。



ニーズ調査に関するお問い合わせ先  
鹿児島市 こども未来部 こども政策課 企画係  
〒892-8677 鹿児島市山下町 11 番 1 号  
電話：099-216-1514  
F A X：099-803-7628  
E-mail：kodo-seisaku@city.kagoshima.lg.jp

いただいた回答は地域の子育て支援の充実に生かされます



(用語の定義)

この調査票における用語の定義は以下のとおり

- ・幼 稚 園：学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設  
(学校教育法第22条)
- ・保 育 所：児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設 (児童福祉法第39条)
- ・認 定 こ ど も 園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)
- ・子 育 て：教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
- ・教 育：問7までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問10以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています
- ・幼稚園の預かり保育：通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ
- ・小規模な保育施設：国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの〔鹿児島市には、現在のところありません〕
- ・家庭的保育：保育者の家庭等で、5人以下の子どもを保育する事業  
〔鹿児島市には、現在のところありません〕
- ・事業所内保育施設：企業が、主に従業員用に運営する施設
- ・ファミリー・サポート・センター：地域住民が子どもを預かる事業





お腹の赤ちゃんから見た母親・父親の就労状況について、お聞きします

母親についてお聞きします。

問8 現在の就労状況をお答えください。

1. フルタイム  
2. パート・アルバイト等

で就労していて、

1. 産休・育休・介護休業中ではない  
2. 産休・育休・介護休業中である  
3. 産休・育休を取得予定である

⇒【問8-1】へ

3. 以前は就労していたが、現在は就労していない  
4. これまで就労したことがない

⇒【問8-3】へ

※フルタイム：1週5日程度・1日8時間程度の就労

※パート・アルバイト等：「フルタイム」以外の就労（以下同様）

問8で、「1. フルタイム」、「2. パート・アルバイト等」を、選ばれた方にお聞きします。

問8-1 現在の平均的な就労状況をお答えください。

なお、現在、産休等の方は、休業に入る前の状況をお書きください。

1週間の就労日数	( )日
1日の就労時間	( )時( )分～( )時( )分 ※24時間制でお答えください。(例：8時30分～17時30分)
1日の残業時間	( )時間( )分 ※平均的な時間でお答えください。また残業がない場合は、「0」をおかきください
通勤時間(片道)	( )時間( )分

「1. フルタイム」を選ばれた方は、【問9(4ページ)】へ、お進みください。

問8で、「2. パート・アルバイト等」を、選ばれた方にお聞きします。

問8-2 フルタイムへの転換希望は、ありますか。当てはまる番号1つに、○をつけてください。

1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある  
2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない  
3. パート・アルバイト等の就労を続けることを希望  
4. パート・アルバイト等をやめて、子育てや家事に専念したい

⇒【問9】へ

問8で、「3. 以前は就労していたが、現在は就労していない」、「4. これまで就労したことがない」を、選ばれた方にお聞きします。

問8-3 就労したいという希望はありますか。

1. 子育てや家事に専念したい(就労の予定はない)  
2. 1年より先、一番下の子どもが、( )歳になったときに、就労したい  
3. すぐにも、もしくは1年以内に就労したい

→ 希望する就労形態

ア. フルタイム

イ. パート・アルバイト等

→1週当たり( )日、1日当たり( )時間

## 父親についてお聞きします。

問9 現在の就労状況をお答えください。

※母子家庭の場合は、【問10（5ページ）】へ、進んでください。

1. フルタイム  
2. パート・アルバイト等

で就労していて、

1. 育休・介護休業中ではない  
2. 育休・介護休業中である  
3. 育休を取得予定である

⇒【問9-1】へ

3. 以前は就労していたが、現在は就労していない  
4. これまで就労したことがない

⇒【問9-3】へ

※フルタイム：1週5日程度・1日8時間程度の就労

※パート・アルバイト等：「フルタイム」以外の就労（以下同様）

問9で、「1. フルタイム」、「2. パート・アルバイト等」を、選ばれた方にお聞きします。

問9-1 現在の平均的な就労状況を、お答えください。

なお、現在、産休等の方は、休業に入る前の状況をお書きください。

1週間の就労日数	( )日
1日の就労時間	( )時( )分～( )時( )分 ※24時間制でお答えください。(例：8時30分～17時30分)
1日の残業時間	( )時間( )分 ※平均的な時間でお答えください。また残業がない場合は、「0」をお書きください。
通勤時間（片道）	( )時間( )分

「1. フルタイム」を選ばれた方は、【問10（5ページ）】へ、お進みください。

問9で、「2. パート・アルバイト等」を、選ばれた方にお聞きします。

問9-2 フルタイムへの転換希望は、ありますか。当てはまる番号1つに、○をつけてください。

1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある  
2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない  
3. パート・アルバイト等の就労を続けることを希望  
4. パート・アルバイト等をやめて、子育てや家事に専念したい

⇒【問10】へ

問9で、「3. 以前は就労していたが、現在は就労していない」、「4. これまで就労したことがない」を、選ばれた方にお聞きします。

問9-3 就労したいという希望はありますか。

1. 子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）  
2. 1年より先、一番下の子どもが、( )歳になったところに、就労したい  
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

→ 希望する就労形態

ア. フルタイム

イ. パート・アルバイト等

→1週当たり ( )日、1日当たり ( )時間







問 13 お腹の赤ちゃんが誕生後、平日の教育・保育の事業として、幼児教育が無償化された場合、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

現在、国が示している無償化の内容については、次ページをご参照ください。

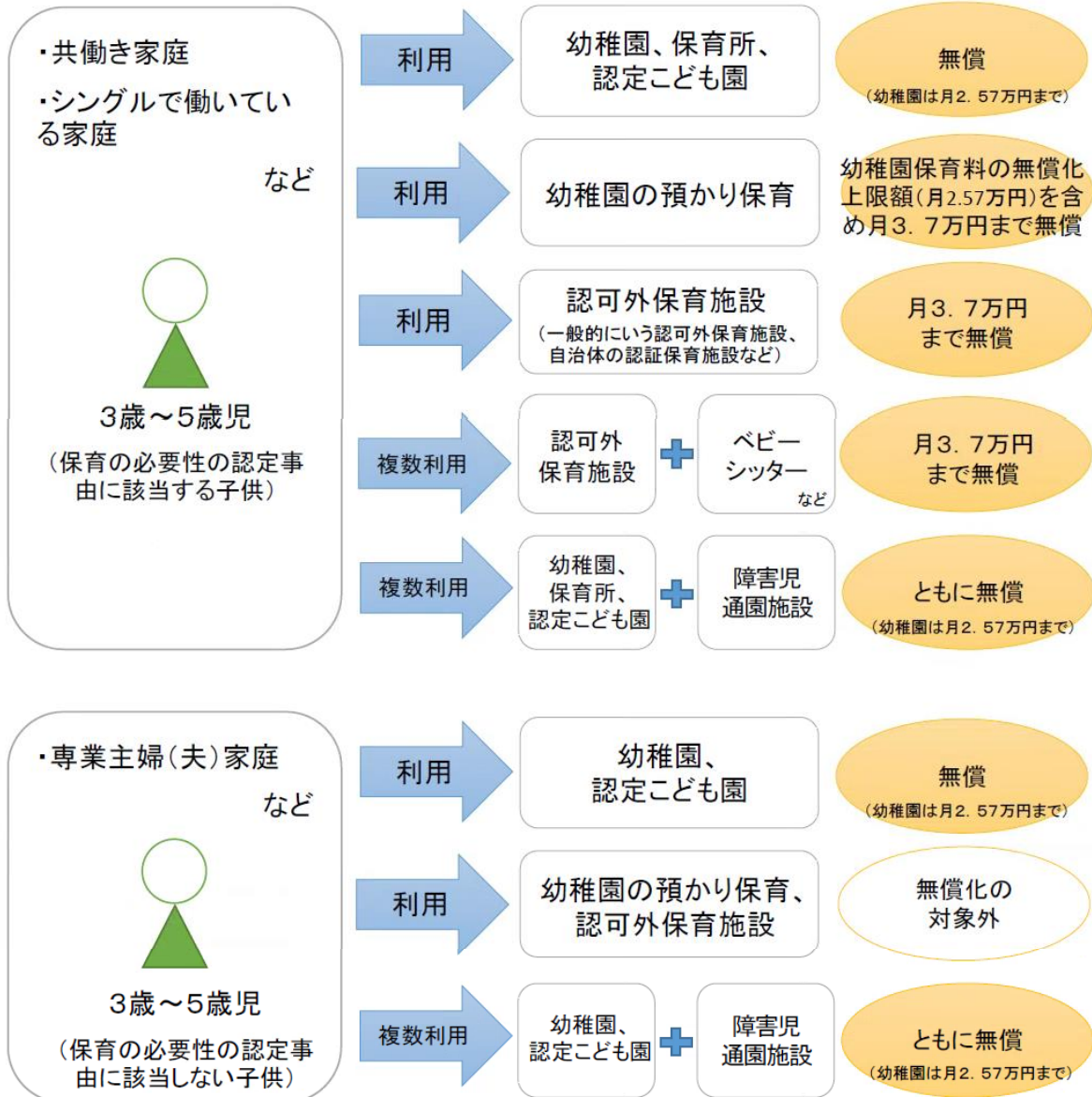
1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用)
2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で鹿児島市等の認可を受けた定員20人以上のもの)
4. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 小規模な保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね6~19人のもの)
6. 家庭的保育 (保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業)
7. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)
8. 認可外保育施設
9. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)

問 13-1 選ばれた教育・保育の事業は、お腹の赤ちゃんが何歳になった頃利用したいですか。

(            ) 歳      (            ) か月



## 幼児教育無償化の具体的なイメージ(例)



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償となる。

※ 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

【出典：幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会 報告書(平成30年5月)】

